

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号)第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 6 日

高知市上下水道事業管理者 山 本 三 四 年

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 高知市公共下水道事業計画変更委託業務 (R 8 - 1)
- (2) 委託場所 高知市
- (3) 業務概要
- | | |
|------------------|-----|
| ■下水道法による事業計画変更 | 1 式 |
| ■公共下水道区域の見直し | 1 式 |
| ■都市計画法事業認可申請図書作成 | 1 式 |
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 調査基準価格 設定有 (事後公表)
※別紙『高知市公共下水道事業計画変更委託業務 (R 8 - 1)』の調査基準価格の設定について』を参照のこと
- (7) 失格基準価格 設定有 (事後公表)

2 本業務は、予定価格にかかる積算疑義申立手続対象の業務である。

3 本業務は総合評価落札方式(企業評価型)を適用した業務である。

4 本業務は低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者、又は主たる営業所（本社）が高知市外にあって受任先の営業所等が高知市内にある者
業 種	高知市上下水道局の令和 8・9 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加審査申請において下水道部門の申請がある者。なお、主たる営業所（本社）が高知市外にあって、受任先の営業所等が高知市内にある者については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第 2 条第 1 項の規定による登録を下水道部門において受けていること。
業務実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次に掲げる <u>全ての</u> 業務を完了し引き渡した実績を有する者（アとイは別業務可） ※業務履行証明書等要 ア 公共下水道に関する下水道基本計画（計画変更含む）を含む委託業務 イ 公共下水道に関する事業計画策定（計画変更含む）を含む委託業務
配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置することができる者（管理技術者と照査技術者は、同一の者が兼務することはできない）。 ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法（昭和33年法律第79号）に規定された資格を有する者 ・ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者(登録部門：下水道)

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書その他必要書類を提出することで参加意思を示すものとする。 <u>ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</u> ※次の手続きによらない者は、失格とする。	
	申請期間	令和 8 年 8 月 6 日 8 時 30 分から同年 8 月 20 日 17 時 15 分まで（高知市の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）に規定する休日は除く。）
	提出書類	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1） 2 企業の評価項目一覧表（様式 4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 5）
	提出方法	申請期間に、PDF ファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp 電子メールにより提出後、必ず電話により受信確認をすること。

設計図書の閲覧	期 間	令和 8 年 8 月 6 日 9 時 00 分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 9 月 8 日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和 8 年 8 月 6 日 9 時 00 分から同年 8 月 21 日 16 時 30 分まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
	提出方法	F A X 又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和 8 年 8 月 26 日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局 3 階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。
入 札 方 法 等	高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（システム入力による）
	提出書類 受付期間	令和 8 年 8 月 27 日 8 時 00 分から 令和 8 年 8 月 31 日 17 時 00 分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開札予定 日 時	令和 8 年 9 月 1 日 9 時 00 分
	開札場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
予定価格に係る 積算疑義の申立	高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和 6 年 4 月 1 日改正。以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金入り設 計書開示	時間 令和 8 年 9 月 1 日 13 時 00 分から申立期間終了まで 場所 高知市上下水道局 2 階 下水道整備課
	申立期間	令和 8 年 9 月 1 日 13 時 00 分から令和 8 年 9 月 2 日 16 時 00 分まで
	申立方法	要綱第 8 条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。 提出先：高知市上下水道局 2 階 下水道整備課 電子メールアドレス：kc-240900@city.kochi.lg.jp 申立ての有無については、高知市上下水道局企画財務課ホームページの「建設工事等の入札予定・結果・契約情報」に掲載する。
	確認結果 の公表等	申立てがあった場合は、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和 8 年 9 月 4 日

	そ の 他	要綱第 12 条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、実施要領 10 項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確認書類の提出 (落札候補者のみ)	提出期限	提出を求められた日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 疑義申立期間終了後、速やかに提出できるようあらかじめ作成しておくこと。
	提出方法	持参、F A X 又はメールに限る。（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入札保証金	高知市契約規則第 8 条第 2 号該当により免除	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局 3 階企画財務課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

入札者の申し込みに係る価格及び技術力等に係る評価は、各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）により、得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。評価値の算出方法は、第 4 項第 1 号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
○同種業務（注 1）の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの 15 か年度（平成 23 年度以降）において、受注者として完了した同種業務の実績を評価する。ただし、共同企業体による履行実績の場合は、当該共同企業体への出資比率が 15%以上の構成員として履行した業務に限るものとする。	履行実績 3 件以上 （ア）と（イ）が同業務の場合は 3 件以上、（ア）と（イ）が別業務の場合は、それぞれが 3 件以上とする）	10 点
	履行実績 2 件 （ア）と（イ）が同業務の場合は 2 件以上、（ア）と（イ）が別業務の場合は、それぞれが 2 件とする）	5 点
○同一業種業務（注 2）成績評定 公告日の属する年度の前年度までの 5 か年度（令和 3 年度から令和 7 年度まで）において業務検査を完了した高知市上下水道局（高知市含む）発注業務の業務成績評定値を評価する。共同企業体による業務は、各構成員の業務成績として扱う。	75 点以上	10 点
	73 点以上 75 点未満	8 点
	71 点以上 73 点未満	6 点
	68 点以上 71 点未満	4 点
	65 点以上 68 点未満	2 点
	65 点未満	0 点

○直近の成績評定の最低点（前年度実績） <u>令和7年度</u>において、業務検査を完了した高知市上下水道局発注業務の同一業種に限らず、<u>全業種の成績評定を対象とする。</u>当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	成績評定値 60 点未満 有	－ 5 点
	成績評定値 60 点未満 無	0 点
○地理的条件 公告日において、市内に主たる営業拠点（本社・本店）又は契約可能な従たる営業拠点（支店・支社・事務所・営業所）がある場合に評価する。	主たる営業拠点 有	10 点
	従たる営業拠点 有	5 点
○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体で締結している場合の構成員を含む。）	有	5 点
	無	0 点
○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無。	有	5 点
	無	0 点
○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動3回以上の実績の有無	地域ボランティア活動5回以上	5 点
	地域ボランティア活動3回以上	3 点
	地域ボランティア活動2回以下	0 点
○若手技術者・女性技術者の雇用 公告日時点において、41歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員で当該業務の管理技術者になり得る資格を有する者を雇用している場合に評価する。（公告日時点に申請者と直接的な雇用関係があること。）	有	5 点
	無	0 点
○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用率が、法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	有	5 点
	無	0 点
○男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日現在において、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度（<u>令和3年度以降</u>）における男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）の有無、又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無。	市表彰又は認定等の取得 有	5 点
	市表彰又は認定等の取得 無	0 点

○指名停止の状況(公告日以前1年間) 本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。	指名停止 有	－5点
	指名停止 無	0点

(注1) (ア)公共下水道に関する下水道基本計画(計画変更含む)を含む委託業務及び(イ)公共下水道に関する事業計画策定(計画変更含む)を含む委託業務((ア)と(イ)は別業務可)

(注2) 土木設計

イ 配置予定技術者の評価

評価項目		評価基準	配点
管理技術者	○技術者資格 入札参加申請日において、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))又はRCCM(登録部門:下水道)の資格若しくは国土交通大臣の認定(建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定を受けている者)を有する場合に評価する。	技術士の資格 有	5点
		RCCMの資格 有	4点
		国土交通大臣の認定を受けている者の資格 有	3点
		上記の資格 無	0点
	○継続学習制度(CPD)の取得状況(注3) (過去4年間の単位数) 建設系 CPD 協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。	200単位(ポイント)以上	5点
		200単位(ポイント)未満	0点
	○同種業務(注4)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成23年度以降)において、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。	履行実績 2件以上 ((ア)と(イ)が同業務の場合は2件以上、(ア)と(イ)が別業務の場合は、それぞれが2件以上とする)	5点
		履行実績 1件 ((ア)と(イ)が同業務の場合は1件、(ア)と(イ)が別業務の場合は、それぞれが1件とする)	3点
		履行実績 0件	0点
	○手持ち業務量 公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額500万円以上の業務(業務種別、共同企業体としての業務を問わない。)とする。	0件又は1件	5点
		2件又は3件	4点
		4件又は5件	3点
		6件又は7件	2点
		8件又は9件	1点
		10件以上	0点
	○同一業種業務(注5)の成績評定 公告日の属する年度の前年度までの5か年度(令和3年度から令和7年度まで)において業務検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注業務と同一業種業務の成績評定値を評価する。管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務の業務評定を対象とする。 ※技術者評定の評定点ではなく、業務評定の評定点を適用する。	75点以上	10点
		73点以上75点未満	8点
		71点以上73点未満	6点
		68点以上71点未満	4点
		65点以上68点未満	2点
		65点未満	0点

	○直近の成績評定の最低点（前年度実績） 令和7年度において、業務検査を完了した高知市上下水道局発注業務の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象とする。当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	成績評定値 60 点未満 有	－ 5 点
		成績評定値 60 点未満 無	0 点
照 査 技 術 者	○技術者資格 入札参加申請日において、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又はRCCM（登録部門：下水道）の資格若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定を受けている者）を有する場合に評価する。	技術士の資格 有	5 点
		RCCMの資格 有	4 点
		国土交通大臣の認定を受けている者の資格 有	3 点
		上記の資格 無	0 点
	○同種業務（注4）の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度（平成23年度以降）において、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。	履行実績 2 件以上 （(ｱ)と(ｲ)が同業務の場合は2件以上、(ｱ)と(ｲ)が別業務の場合は、それぞれが2件以上とする）	5 点
		履行実績 1 件 （(ｱ)と(ｲ)が同業務の場合は1件、(ｱ)と(ｲ)が別業務の場合は、それぞれが1件とする）	3 点
		履行実績 0 件	0 点
	○同一業種業務（注5）の成績評定 公告日の属する年度の前年度までの5か年度（令和3年度から令和7年度まで）において業務検査を完了した高知市上下水道局（高知市含む）発注業務と同一業種業務の成績評定値を評価する。管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務の業務評定を対象とする。 ※技術者評定の評定点ではなく、業務評定の評定点を適用する。	75 点以上	5 点
		73 点以上 75 点未満	4 点
		71 点以上 73 点未満	3 点
		68 点以上 71 点未満	2 点
		65 点以上 68 点未満	1 点
		65 点未満	0 点

（注3）4年間の取得実績が評価の対象となる。挙証資料については、4年間の学習履歴の証明書（証明基準日は令和8年4月1日以降）を提出すること。ただし、新卒採用等の事情により、取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。

（注4）(ｱ)公共下水道に関する下水道基本計画（計画変更含む）を含む委託業務及び(ｲ)公共下水道に関する事業計画策定（計画変更含む）を含む委託業務（(ｱ)と(ｲ)は別業務可）

（注5）土木設計

ウ 品質確保の評価

評価項目	評価基準		配点	その他
品質確保の評価	品質確保の実効性	良	30点	- 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 - 低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
		可	15点	
		不可	0 点	

※高知市建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領（令和8年4月1日制定）により、品質確保の実効性を評価し、その優劣を評価値に反映させる。

品質確保の実効性の評価基準は、別途定める評価基準表で、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(3) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書の訂正又は差し替えは認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 品質確保評価点

価格評価点 = $30 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

技術評価点 = $30 \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価の配点の合計})$

品質確保評価点 = 技術評価点の満点を品質確保評価点の満点として設定する。

- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。

ア 有効な入札であること。

イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。

- (3) 開札の結果、入札参加者全員の入札が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による。）通知する。

5 支払い条件

低入札者と契約締結する場合は、高知市上下水道局建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領第11第2号の規定によるものとする。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年8月26日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。

- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第6号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。

- (3) 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、調査基準価格の92%を下回るときは、失格とする。

- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格とする。

- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。

- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。

ア 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。

ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

- (7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) その他の条件については、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523